

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」報告書（案）に対する意見募集で寄せられた意見と  
それに対する考え方（案）

- 意見募集期間：平成25年5月20日～平成25年5月31日
- 提出意見総数：17件

(1) 法人・団体 13件

法人・団体意見提出者
イー・アクセス株式会社
独立行政法人産業総合技術研究所セキュアシステム研究部門セキュアサービス研究グループ
一般社団法人情報処理学会
一般社団法人新経済連盟
有限会社ゼークラフト
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
大日本印刷株式会社
一般社団法人テレコムサービス協会
一般社団法人電子情報技術産業協会
株式会社日本信用情報機構
一般社団法人日本ダイレクトメール協会
日本ユニシス株式会社
富士通株式会社

(2) 個人 4件

意見提出者
三重県四日市 川崎 治夫 氏
埼玉県所沢市 小森谷 和信 氏
匿名個人1
匿名個人2

番号	意見	意見に対する考え方
全体を通じた意見		
1	<p>「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」報告書（案）（以下、本報告書案という）では、プライバシー・コミッショナーの設立を必要なゴールと認識した上で、パーソナルデータを明確に定義し、「保護されるパーソナルデータ」の範囲を検討し可能な取組みを示している。本報告書案公表後に、内閣官房 IT 戦略本部『世界最先端 IT 国家創造』宣言（案）が公表され、「パーソナルデータの利活用のルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等できるだけ早期に着手し、第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた、制度見直し方針を年内に策定する」という考えが示されている。概ね、本報告書案と歩調を合わせたものであると理解する。</p> <p>我が国の個人情報保護制度は、現在、具体的なデータ利用の可否について制度として踏み込み得るものになっていない。国際的な議論の動向も踏まえれば、我が国の個人情報保護制度について、第三者機関の設立を含む実効性のある見直しが可及的速やかに必要であることは明らかであり、我が国独自の考え方も打ち出しつつ、国際的な調和にも対応すべきである。また、ビッグデータ時代において、パーソナルデータの利活用は、グローバル化が進んでいる今日、我が国の情報技術の進展と各種産業の競争力強化に不可欠であり、現在行われようとしている制度改正の方向性に賛成する。</p> <p>【一般社団法人情報処理学会】</p>	<p>報告書（案）の考え方に賛成のご意見として承ります。</p>
2	<p>パーソナルデータ活用の経済的・社会的意義をより明確に分析したうえで、パーソナルデータの利活用の促進とプライバシー保護との調和を図るという視点をより明確に盛り込む必要があります。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>報告書（案）では、パーソナルデータについて、国内外の様々な分野で急速に実際の利活用が進展してきており、今後も技術の発達等とともに、新しい利便性の高いサービスが誕生する可能性が極めて高いと考えられることを踏まえ、パーソナルデータの利活用の促進とパーソナ</p>

		ルデータの適切な保護の双方が調和の取れた関係を目指すことが重要としているところです。
3	<p>論点整理に対する弊社共意見書においても述べましたとおり、電気通信事業者においては、その事業の性質上、位置情報や通信履歴等、利活用にあたり有用と考えられる多くの運用データを取り扱っているところです。</p> <p>しかしながら、これらの運用データの多くは要保護性の高い「通信の秘密」に該当しているため、電気通信事業者においては、特段の配慮をしつつ極めて慎重な取り扱いを行っており、今回パーソナルデータの観点で利活用のルールの内容の在り方が整理されたとしても、積極的な利活用に踏み込めない状況にあります。</p> <p>従って、こうした運用データについて、通信の秘密の観点において法令を適切に順守することは当然ながらも、一方で、別途検討の場を設置してその性質や利用目的、匿名化措置等、総合的な観点から利用可能性を検討し、利活用を推進して頂きたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	本報告書が対象とするパーソナルデータの利活用のルールはプライバシー保護を基本理念とするパーソナルデータの利活用の枠組みの下でのものであり、ご指摘の「通信の秘密」等の他の法令による保護の在り方については、今回の検討の対象としておりませんが、ご意見は今後の参考として承ります。
4	<p>パーソナルデータの利活用に関しては、新規事業創出を始め、大きな経済効果が見込める施策として、賛同致します。ただ、その利用・流通に関し、より一層セキュリティ性を高める必要があると思われ、その観点より提言させていただきます。</p> <p>【大日本印刷株式会社】</p>	報告書（案）の考え方に基本的に賛成のご意見として承ります。
5	<p>今回の報告書(案)に記載されていること全般には賛同いたします。</p> <p>ただし、「パーソナルデータの利活用の枠組み」の策定に加えて、「パーソナルデータの利活用の枠組みの本格的な実施」の内容に関して詳細に固めていくためには、かなりの時間を要するのではないかと危惧します。</p> <p>以前の論点整理の際にも意見として提出していますが、パーソナルデータの利活用の促進とプライバシーの保護は、本来両者の調和を図りつつ進めていくべきものです。しかし、現状ではパーソナルデータの利活用のルールが明確でないため、企業にとっては、どのような利活用であれば適</p>	報告書（案）の考え方に基本的に賛成の意見として承ります。ご指摘のとおり、パーソナルデータ適正な利活用の促進のため、パーソナルデータの利活用の枠組みをできるだけ早期に実現することが必要と考えており、報告書（案）では、同枠組

	<p>正といえるかを判断することが困難な状況にあると考えます。</p> <p>この状況を前進させるためには、時間をかけて利活用の枠組みなどを議論するより、まずパーソナルデータの利活用のためのガイドラインのようなものを策定し、実際の運用の中で修正しながらスピード感を持って進めていくことが重要と考えます。</p> <p>確かに、プライバシーの問題など慎重に対処しなければいけない問題を内在することも事実ですが、急速な技術革新に伴い、社会環境や事業環境も大きく変化しております。そのため、最低限守るべきものを定め、それ以外は実際の社会状況に合わせて調整しながら新たな産業や事業を創出していくべきです。</p> <p>本報告書では触れられてはいませんが、パーソナルデータの利活用のためのガイドラインを策定する機関を明確にして、できるだけ早くガイドライン策定に着手し、企業がパーソナルデータを利活用しやすくする環境を整備していくことが重要と考えます。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>みの本格的な実施のための方向性に加え、制度整備を前提とせず先行的に実施することが求められる取組についても記載したところであります。</p>
6	<p>そもそもパーソナルデータとは何なのか？誰が利用者なのか？一般人なのか？医者などの特殊人か？ひとくくりで表せるはずがないだろうと考える。プライバシー・コミッショナー制度（パーソナルデータの保護のための独立した第三者機関）を作るなどと言うが、この第三者機関自体がプライバシー問題になるのではないかと感じてしまう。個人情報保護法を議論したりするものではないことが、個人情報保護法のはず。そして「企業にとって、どのような利活用であれば適正といえるかを判断することが困難である」などと言うが、そんなことは無い。簡単な話である。個人が特定できる情報は、公開エリアに限界があるというだけだ。電話番号や氏名は電話帳で公開されているが、ある限られた範囲の中だけである。無差別に全世界に公開されているものではない。例えば町内会では、氏名や家族構成など分かっているならば避難誘導もできない。つまりその本人が、社会生活を営んでいる範囲内は公開されるが、一歩出たら、非公開が原則である。一方、診療カルテは、個人が特定できなければ問題になってしまう。例えば、血液型、RH＋型などは、個人が正確に特定されなければ意味が無い。間違えたら命取りである。カルテの公開なども、医者の間であれば、公開すべきものであるが薬品会社や店舗などへはダメである。買い物情報は、そのお店にとって、お客様を知る上で必須である。知らないでは済まされない、もし無視していたら客は離れて行くだろう。無</p>	<p>パーソナルデータについては、その適正な利活用を確保するため、利活用と保護の調和を図ることが重要と考えております。</p>

	<p>礼な店だとなり取引停止だろう。ここに個人情報保護法は存在しない。問題は、その固有のお店内で閉じている情報がオープンになってしまうことであり、それを規制すれば良いはず。どうも、パーソナルデータの利用・流通に関する研究会と言うのは、このデータで金儲けをしようとしているのだろうか？と危惧してしまうのだが。</p> <p>【三重県四日市市 川崎 治夫氏】</p>	
7	<p>本件報告書案第3章第1節4. の記述からすると、民間企業がパーソナルデータを利活用し、国がルール策定の環境整備をするという役割分担が想定されているように思われます。</p> <p>しかし、政府は、各種の大量のパーソナルデータを保有してこれを利用しています。このため、政府は、パーソナルデータの利用者としての地位も持っていることを無視するべきではないと思います。</p> <p>したがって、政府も重要なパーソナルデータの利用者としての地位を持っており、その適正な利用に配慮しなければならないことを本件報告書案に盛り込むべきだと思います。</p> <p>【埼玉県所沢市 小森谷 和信氏】</p>	<p>今回の検討は、ご指摘の通り、主として民間企業にあるパーソナルデータの利活用の場面を念頭に行ったものですが、第3章第2節2.(3)の記載の通り、国等のパーソナルデータの利活用の在り方も課題と認識しており、今後、さらに検討していくべきものと考えております。</p>
8	<p>携帯電話には、まったく無関係の人から多くのメールが送られてきます。合法的な企業等の努力によって得られた顧客に対する大量送信は、企業活動として理解できますが、そうでない場合は、検討の必要があると思います。</p> <p>企業活動の中で得られる情報は、商品を買ったことなどをきっかけとして、氏名・住所・生年月日などの基本的な情報も保有していると思います。</p> <p>そうした情報を持たず、無作為に大量送信する場合の罰則化を検討願いたいと思います。</p> <p>子供に携帯電話を持たせることに賛否はあると思いますが、私は必要だと感じていますので、もっと安心して使える環境を整えてほしいと願います。</p> <p>【匿名個人1】</p>	<p>今回の検討は、パーソナルデータの適正な利用・流通の促進に向けた方策に関するものであり、ご指摘の迷惑メールに対する対策は対象としておりませんが、ご意見は参考として承ります。</p>
9	<p>報告書にビックデータなど営業文句のためのバズワードを使うべきではない。巨大データを保有したとしてどの程度経済活動に寄与するかという具体的指標が報告書から抜けており、その経済的効果と損失についての評価も抜け落ちている。</p>	<p>参考として承ります。</p>

利用促進アクションプランというが、現在は様々なサイバー攻撃が多発し巨大サイズのデータ漏洩が頻繁に発生するメガ流出の時代であり、安易に考えるべきでなく、巨大データの保有がリスク要因となり得る点や、被害に対する補償費用など、大規模な経済的損失に繋がる側面について言及していないのではないか。

規制監督官庁としてFBI捜査機関や、FTC連邦取引委員会のような規制機関を作るのであれば良いが、それら規制組織無しに情報保護のためのマルチステークスホルダの仕組み作りで問題解決できるという発想や理解は安易過ぎる。現実には発生しているサイバー攻撃は既に国家が関わり産業スパイが蠢く世界なのであり、インターネットは紛争地帯であり、一部のアジア諸国はプロのテロリストであり、先日発生したサイバー攻撃も極めて洗練されている。とても対応できるものではない。日本は他国と違い、日本独自のセキュリティソフト(ウイルス対策ソフト)を作るメーカーが存在せず技術がないということであり、情報保護の技術的手段の多くを外国製品に依存しているという事実を判っているのだろうか。紛争地帯にセンシティブな情報を流すべきではないし、そうした情報は必ず意図しない利用のされ方が行われ、ターゲットとなり狙われる。

現時点の経済的メリットの可能性だけを評価して将来のリスクを評価しないのは危険だ。原理原則に立ち戻り、国民の生命や財産に関わる情報を安易に売り渡すべきではない。

【匿名個人2】

第2章 パーソナルデータの利用・流通による可能性とその課題		
第2節 パーソナルデータの利用・流通に関する制度とこれまでの取組		
10	<p>共通番号制度は、社会保障と税分野の様々なパーソナルデータを、基本4情報（住所／氏名／性別／生年月日）と「連結可能(linkable)」な個人番号により管理し、名寄せ・統合が可能な仕組みを提供することから、プライバシー保護には特段の配慮が必要です。法施行から3年後の見直しの際には、民間分野への利用拡大の可能性もあるため、個人番号をそのまま各種帳票類に印字・表示する代わりに、匿名化・仮名化技術（トークナイゼーション等）を活用して、個人識別情報への連結可能性をできるだけ低減した識別番号に変換する方法等を検討していくべきと考えます。</p> <p>【大日本印刷株式会社】</p>	今後の参考として承ります。
第3節 パーソナルデータの利用・流通の促進に向けた課題		
11	<p>論点整理に対する弊社意見書において述べた通り、パーソナルデータの二次利用、三次利用においては個人識別性が生じないように配慮すべきと考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	第2章第3節で記載した通り、データの取得時には個人識別性がなかったとしても、多くの情報が集積され、分析されることにより、個人識別性が生じることもありうることから、これを踏まえて、適正な取扱いを確保する必要があると考えております。

第3章 パーソナルデータの適正な利用・流通の促進に向けた方策		
第1節 パーソナルデータの利活用の枠組みとその実現に向けて先行的に実施すべき方向性		
1. パーソナルデータの利活用の枠組みの体系		
1 2	<p>企業の国籍によらず公平な競争環境の整備とともに、将来の事業創出の機会損失とならないよう単一的な基準ではなく、一定の方向性の指標の提示を行うなどとし、民間の利活用、事業創出の妨げとならないよう配慮をいただきたいと考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>パーソナルデータの適正な利活用の確保の必要性については、企業の国籍によらない問題と考えます。また、本報告書では、パーソナルデータの利活用の促進と適切な保護の調和を図るため、パーソナルデータの利活用の基本理念及び原則を明確化した上で、具体的なルールを設定・運用するというパーソナルデータの利活用の枠組みを提示しているところです。</p>
1 3-1	<p>本報告書案では、制度的な対応に先立ち基本的な理念及び原則の明確化と具体的なルールの設定・運用が提唱されている。可能な対応から行うというのは現実的な対処策ではある。しかし、このようなルール作りはその性格上エンフォースメントを原則として伴わないため、</p> <p>(1) データを利用する主体のポリシーによって不公平が生じかねないこと、(2) ルール遵守に対する態度にばらつきがあると情報主体の安心も損なわれること、(3) オンラインのデータ中心の検討であれば、本来、データ利活用においてはオフラインのデータと合わせた資源利用となり、「パーソナルデータ」の概念がどこまで適応されるか不明であることが懸念される。あくまで、制度改革に向けたコンセンサス作りの一環であると位置づけるべきである。実効性が曖昧なガイドラインを増やすべきではない。</p>	<p>パーソナルデータの利活用のルールの遵守確保は極めて重要と考えており、第3章第1節5.においてそのための仕組みの構築について先行的に実施すべき方向性を提示しており、また、同章第2節でそのための制度的な取組の必要性についても記載しているところです。</p>
1 3-2	<p>なお、本報告書案では、主に産業分野での利用を念頭に置いた例が示されている。現行の個人情報保護法では、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が「学術研究の用に供する目的」で個人情報を利用することが適用除外になっており、</p>	<p>ご指摘の通り、産学官共同の利用を含む学術分野のパーソナルデータの適正な利活用の促進も重要であ</p>



	<p>アカデミックな立場からの利用は許容するという考え方が採られている。しかし、今後のパーソナルデータ利活用においては、産学官共同の利用がますます重要かつ活発になると考えられる。新たなルールを作る中で、境界領域における学術分野での利用が制約されたり萎縮したりすることがないように留意して頂きたい。</p> <p>【一般社団法人情報処理学会】</p>	<p>ると認識しており、そのための具体的な方策についても引き続き検討していくべきと考えます。</p>
<p>1 4</p>	<p>(パーソナルデータ利活用の原則は) パーソナルデータを保有する主体が存在する前提にたっています。</p> <p>一方で、民間企業などの法人では解散・倒産・企業統合などにより情報の保有主体の変動があり得ます。</p> <p>そのため、第8項目に「倒産・解散等の際の取り扱い」として、パーソナルデータの保有主体が倒産や解散等により保有するパーソナルデータを適切に保有管理する能力を失った場合の取り扱いについても定める必要があると考えます。</p> <p>たとえば、債権者がパーソナルデータを債権に代わる財物として差し押さえ可能なかどうか、倒産時のパーソナルデータの保全や廃棄は管財人によるのか、共同利用の1社が倒産等した場合の他のパーソナルデータ利用者のとるべき対応等についても原則的な考え方を整理し提示する必要があると考えます。</p> <p>この点について、イギリスの Department of Business, Innovation &amp; Skills 傘下の The Insolvency Service では2012年8月に” Handling personal data” (<a href="http://www.insolvencydirect.bis.gov.uk/freedom_of_information/technical/technicalmanual/Ch73-84/Chapter81A/Part%204/Part%2041.htm">http://www.insolvencydirect.bis.gov.uk/freedom_of_information/technical/technicalmanual/Ch73-84/Chapter81A/Part%204/Part%2041.htm</a>) として企業の倒産時におけるパーソナルデータの取り扱いについて指針をだしております。わが国においても同様の指針を設けることが必要ではないでしょうか。</p> <p>また、今後の検討課題として「パーソナルデータの資産的な取り扱い」として、企業統合などの際の資産評価の対象とするのか、動産担保の対象としてパーソナルデータを含めるのか否かなどについてもあげておく必要があると思います。</p> <p>【有限会社ゼークラフト】</p>	<p>ご指摘の点については、今後、パーソナルデータ利活用のルール策定等にあたり、検討していくことが必要な事項と考えます。</p>
<p>1 5</p>	<p>基本的な方向性としては首肯できる。ただし、報告書(案)が「パーソナルデータ利活用の原則」として提示している7原則のうち、「プライバシーバイデザイン」については、考え方の外縁が必ずしも明確でなく、多様な解釈の余地がある。</p> <p>この概念に基づく製品デザインを必須とする場合、事業者の製品開発における大幅な負担増加や、ユーザがサービスを楽しむ際の妨げにならないよう、民間の柔軟な裁量を尊重する方向で具体</p>	<p>ご指摘の通り、「プライバシー・バイ・デザイン」の具体的な在り方については、今後、パーソナルデータ利活用の枠組みの実施において、検</p>

	化されるべきと考える。 【一般社団法人電子情報技術産業協会】	討していくことが必要な事項と考えます。
16-1	ICT やデータ分析技術、その他ビジネス環境の変化のスピード等を鑑みた際、データの「取得」自体がサイトアクセスや取引履歴等のように非意図的に、かつ大量になされる事例や発見的用途が生じることも容易に想定できることから、報告書は「必要最小限の取得」p23 を原則として提示しているが、その運用にあたっては、発展を阻害しないような十分な配慮が必要と考えます。更なる検討が必要ではないでしょうか。 【一般社団法人日本ダイレクトメール協会】	パーソナルデータの利活用の原則については、第3章第1節1.(2)ウ等で記載の通り、パーソナルデータの利活用の基本理念及び原則を踏まえてこれらを実質的に確保するという観点で具体的なルールを設定・運用が行われることを想定しているところ、これに当たっては、同節1.(1)に記載の通り、利活用の促進と適切な保護の調和を図ることが重要と考えます。
16-2	基本理念としては大いに支持できるものの、社会的環境や個別の事業者の事業環境等によっては、実行が困難な場合が多いと思われる。したがって、「基本理念を具体化するものとして、(中略)パーソナルデータ利活用の原則」とするのは尚早ではないか。 または、これを原則とは区別し理念や展望として位置づけて記述すべきではないか。 【一般社団法人日本ダイレクトメール協会】	パーソナルデータの利活用の原則については、第3章第1節1.(2)ウ等で記載の通り、パーソナルデータの利活用の基本理念及び原則を踏まえこれらを実質的に確保するという観点で具体的なルールの設定・運用が行われることを想定しており、その際にご指摘の社会的環境や個別の事業者の事業環境等を含む具体的な事情について考慮されるべきものと考えます。
<b>2. 保護されるパーソナルデータの範囲</b>		
17-1	ビッグデータビジネスは従来のプライバシー保護の対象とは考えられてこなかった断片的な	実質的個人識別性を有するパーソ

	<p>情報を大量に収集分析することで消費性向などを把握しようという要素がある。本報告書では、ビッグデータに対して何らかの安全な範囲を定義するためにプライバシー保護という基準で線引きをするという考え方を導入し、個人と結びつけることができるか、という基準で安全な範囲を定義しようとしている。しかし「個人識別性」の定義があいまいなため、安全な範囲を先立って定義することができない。すでに、先般、先の論点整理に対する意見募集（<a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu02_03000107.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu02_03000107.html</a>、平成25年4月8日）で、産業技術総合研究所 セキュアシステム研究部門 セキュアサービス研究グループから「個人識別性」の定義があいまいなままであると指摘されているが、その結果は文面をそのままに「実質的個人識別性」という言葉に置き換えとなっており、問題の解決に至っていない。</p> <p>厳密な定義を与えることが困難であることは理解できるが、具体的な事例（妥当な利用とそうでない利用）を列挙することなどで何を安全な範囲とするのか示したほうが良い。</p>	<p>ナルデータの具体的事例については、第3章第1節2.（2）で提示しているところです。</p>
17-2	<p>例えば、Web上に個人自らが一般公開した「パーソナルデータ」をとりあげる。本報告書のパーソナルデータの定義によれば、Web上に個人自らが一般公開した情報もパーソナルデータの範疇に入り、「一般パーソナルデータ」に区分されると考えられる。一般パーソナルデータでは、取得の際の経緯に沿った扱いである場合、一般的には明示的な同意は不要であるが、取得の際の経緯に沿わない取り扱いについては、原則明示的かつ個別的な同意が必要となるとしている（P.27-28）。しかし、本人の明確な意図で一般に公開された情報（例えば、Web上での各個人のホームページやブログなどで公開されている情報）を対象とした各種解析サービスを行う場合にも「個別的な同意が必要」とするならば、既に存在するサービス（例：spysee.jp）を否定することになりかねない。つまり、Web上で個人自らが公開した情報（※）については、「個別的な同意は不要」とした上で、当該個人からの削除要求など本人の関与の機会の確保を行えば十分であるとするのが適当であると考えられる。</p> <p>（※）当該個人は自身のパーソナルデータを個人のHPやブログという形で公開することが意図であり、解析されることを意図して公開したとは考えられず、本報告書が前提とする「取得の意図」とは異なる意図となる。</p>	<p>一般的には、Web上に個人自らが一般公開したパーソナルデータを他人が集積し解析することは想定できることといえることから、取得の際の経緯（コンテキスト）に沿った取扱いに当たると考えられますが、さらに個別具体的な事情に照らして考える必要があると考えます。</p>

	【一般社団法人情報処理学会】	
18	<p>保護されるパーソナルデータの範囲のメルクマールとして、「実質的個人情報識別性」が提案されていますが、外延が不明確であり、プライバシーの観点からの具体的な保護の必要性が必ずしも明らかになっておらず何が問題になるのか判然としません。また、「一般パーソナルデータ」「慎重な取扱いが求められるパーソナルデータ」「センシティブデータ」という分けや例示、明示及び黙示の同意の概念等もあいまいであり再検討が必要です。取得、利用、第三者提供等といった利活用時点の違い、利用する主体が複数かどうか、データ利用目的の違いなどの利用パターンを精緻に分析し、個々にどのような問題がありプライバシーとの関係でどのような問題を生じさせるのかを分析する必要があります。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>パーソナルデータ利活用の具体的なルールの策定については、第3章第1節1.(2)ウ等で記載の通り、パーソナルデータの利活用の基本理念及び原則を踏まえこれらを実質的に確保するという観点で策定されることを想定しており、その際にご指摘のような様々な具体的事情について考慮していくことが必要と考えます。</p>
19	<p>保護されるパーソナルデータの対象に、家電等の使用データをはじめとした家庭内のセンサーデータや、自動車や車載機器のセンサーデータもパーソナルデータとして検討すべきと考えます。</p> <p>【大日本印刷株式会社】</p>	<p>ご指摘の点については、今後、パーソナルデータ利活用の枠組みの実施において、検討していくことが必要な事項と考えます。</p>
20-1	<p>基本的に保護されるパーソナルデータを「個人識別性を有するもの」とし、保護されるパーソナルデータかどうかを実質的に判断するとの方向性は支持し得る。</p> <p>ただし、この実質的判断においては、データ取得の経緯や態様によっては、他の保護されるパーソナルデータと連結する形で取得・利用する場合であっても、直ちに個人の識別に結びつくわけではないことを考慮すべきである。よって、「一般的には、他の保護されるパーソナルデータと連結する形で取得・利用される場合に、実質的個人情報識別性の要件を満たし、保護されるパーソナルデータの範囲に含まれると整理されるべきものと考えられる」との報告書(案)の記述は、より柔軟な記述とされなければならない。</p>	<p>実質的個人情報識別性があるパーソナルデータと連結する情報は、実質的個人情報識別性があるといえることから、保護されるパーソナルデータに当たると考えます。</p>
20-2	<p>さらに、各論において、EUの例にならいクッキーを規律対象とするかどうかにつき言及している点についても、規制が最も厳しい法域に合わせる事が最適であるとは限らないことから、慎重に対処すべきである。</p>	<p>パーソナルデータの利活用の枠組みについては、第3章第1節1.(1)等で記載の通り、国際的な調</p>

		和に配慮しつつ我が国に適切なものとする必要があると考えます。クッキーについての規律についてもそのような観点から検討していくことが必要と考えます。
20-3	また、継続的に収集される購買・貸出し履歴等について、これらが実質的個人識別性の要件を満たす情報と連結しない形で取得・利用される場合であっても、なお当然に保護されるパーソナルデータの範囲に含まれると解することは、特定の個人を識別することができるかどうかを実質的に判断するとの具体的な方向性と整合しない。購買履歴や位置情報等については、匿名のままそうしたデータを集め、適切なレコメンド提示や交通渋滞回避といった有用なサービスを提供することが可能である。こうした自由な情報の流通によるユーザの利便向上と技術革新の触発を妨げてはならないとの観点を踏まえ、報告書（案）の当該記述の見直しが必要である。	購買・貸出し履歴等が継続的に収集されるに依り、当該履歴に該当する者が限定され、特定の個人を識別することができるようになる蓋然性が高くなるといえることから、継続的に収集される購買・貸出し履歴等には実質的個人識別性があり、保護されるパーソナルデータに当たると考えます。なお、保護されるパーソナルデータについても、画一的に厳格な取扱いを求めているのではなく、プライバシー性に依じた適正な取扱いを求めていることは、第3章第1節3. の記載の通りです。
20-4	また、再識別化を不可能又は十分に困難にしたといえるものについては、保護されるパーソナルデータに当たらず、自由に利活用できるとすることは妥当といえるが、報告書（案）に記載されているとおり、どのような状態になれば再識別化を不可能又は十分に困難にしたものといえるかについて、民間の知見を十分に取り入れた上で、考え方を整理し明らかにしていく必要がある。	報告書（案）の考え方に基本的に賛成の意見として承ります。
20-5	パーソナルデータの取扱いについては、そのプライバシー性の高低による分類や、取得の際の経緯（コンテキスト）に沿っているかの区分に加え、「パーソナルデータの活用形態」がプ	ご指摘の「パーソナルデータの活用形態」については、基本的にはそれ

	<p>プライバシーに与える影響も、区分に追加することをご検討いただきたいと考える。</p> <p>【一般社団法人電子情報技術産業協会】</p>	<p>が取得の際の経緯（コンテキスト）に沿ったものであるかどうかに応じ、その適正性を判断すべきものと考えます。</p>
2 1	<p>取得後の利活用段階において「他の保護されるパーソナルデータと連結する」p25 ことで、はじめて「保護されるパーソナルデータの範囲に含まれ」p25 たとき、「パーソナルデータの取扱いの在り方」p28 に示された「同意」を改めてとることは実際には困難であり、結果としてデータ分析などの利活用が限定的となる懸念がある。報告書は、「今後主流となる可能性のあるパーソナルデータが連結されて利活用されること」も含めて事前の包括的「同意」に含めていく様なルール拡張、あるいは同意がない「実質的個人情報」の取扱いについて例外的なルールを検討して、報告書に記述を追加すべきではないか。</p> <p>【一般社団法人日本ダイレクトメール協会】</p>	<p>パーソナルデータの利活用のルールについては、その形式的適用ではなく、第3章第1節1.（2）に記載した通り、その基本理念であるプライバシー保護の実質的な確保という観点で設定・運用がなされることが重要と考えております。パーソナルデータの二次利用等に当たっても、その観点から、適切な形で同意を得たり、匿名化技術を適切な形で利用したりするなどの適正な取扱いが求められると考えます。パーソナルデータの利活用の具体的なルールの策定は、同節1.（2）ウ及び4.に記載の通り、パーソナルデータの利活用の基本理念及び原則を踏まえて行われることを想定しており、その際には個別具体的な事情を適切に考慮して行っていくべきものと考えます。</p>
3. パーソナルデータの利活用のルールの内容の在り方		
2 2	<p>「なお、上記は原則的な取扱いと考えられるが、災害時や防災目的の場合などについて、例</p>	<p>今後、パーソナルデータ利活用の枠</p>

<p>外として本人の同意を要しない場合についても、今後その具体的な在り方について検討していく必要がある。」との記述があります。</p> <p>地震大国とも呼ばれている日本においては、安否確認の重要性は十分に認識されており、安否確認を行う為の様々なソリューションが各社から提供され、一部では利用されていますが、万民に利用される状況にないのが現状です。理由の一つは、個人情報の収集とそのデータベースを安全に維持管理するコストを抑える事が難しいからです。国民に広く利用してもらうためには、新たに安否確認のためだけに個人情報を集めるのではなく、既に各社、各団体などが保有している個人情報を有効利用する方法が考えられます。コストを賭けて、安否確認のためだけに新規にデータベースを作成したとしても、そのデータベースの更新維持管理が難しいだけでなく、幼児や老人障害者などの弱者と言われている方々から、安否確認の用途だけに個人情報を新規に集めるのは、難しいのが現状かと考えます。安否確認の目的から考えると、これらの人たち、すなわち避難困難者の方々の安否確認こそ必要であり重要です。既に各社、各団体などが維持管理しているデータベースを有効利用すれば、万人に広く利用してもらえる安否確認ソリューションが実現できると考えています。その際、安否確認のソリューション開発において課題となるのが、特定個人に結び付けることが可能と言われている「連結可能 (linkable)」情報の取り扱いです。</p> <p>上記課題を解決する一方法は、安否確認を必要とする状況になるまでは、他の情報との併用を行わない、かつ行う際には、安否確認ソリューションを提供している一企業、一団体のみでは他の情報との併用が可能な状態になっていないことを条件に、番号などの識別子を安否確認の用に利用して良いとの明確な整理と定義が必要ではないかと考えます。参考資料 13 で米国の消費者プライバシー権利章典などにおいては、上記のアクセス制限、条件などの記載が一切なく、ただ「連結可能 (linkable)」なデータならそれらはすべて保護対象となるパーソナルデータの範囲とみなしています。このような定義をそのまま、採用するのではなく、厳格な条件を付加することにより、日本国民が必要とする安否確認ソリューションが実現でき、社会問題解決型スマートニッポンの実現に、近づくだけでなく、世界に発信可能と考えます。</p>	<p>組みの実施において参考にさせていただきます。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------

	<p>災害時や防災目的の場合などについて、例外として本人の同意を要しない場合に、という条件で、発動させなければならないのが安否確認ソリューションかと思えます。今後具体的な在り方を検討していくとの事ですので、「連結可能 (linkable)」情報の取り扱いについての議論に大きな期待を寄せざるを得ません。</p> <p>当社は、IC カードの開発、製造、およびセキュリティノウハウを基に、万人が利用可能な安否確認ソリューションを、様々な方々と協力させていただくことにより、提供できると考えています。</p> <p>【大日本印刷株式会社】</p>	
23	<p>パーソナルデータを一律に捉えるのではなく、プライバシー性の高低により取り扱いを異にし、一般パーソナルデータについては明示的な同意なしに取得できることを認める等、柔軟な方向性を示していることは評価できる。</p> <p>ただし、上記の分類は硬直的に捉えるべきではない。何がプライバシー性の高いデータかどうかは、技術の発展、時代の推移による社会生活及び社会意識の変化などの諸要素により、変化し得る。したがって、上記分類も取り扱いの在り方についても、常に見直しを行い、硬直的な分類によってユーザエクスペリエンスが害されないように留意すべきである。</p> <p>また、透明性確保の観点から、「どのようなパーソナルデータをどのように利用しているか等について適切な形で開示することが求められる」とすること自体は妥当であるが、何が「適切な形の開示」か否かは、技術の発展、ユーザが享受するサービスの内容や社会の意識の変化により 変わり得るのであり、不断の見直しが必要であって、硬直的に考えるべきでないことを明記すべきである。</p> <p>【一般社団法人電子情報技術産業協会】</p>	<p>報告書(案)の考え方に基本的に賛成の意見として承ります。</p> <p>パーソナルデータの利活用の具体的なルールについては、第3章第1節1.(2)ウ等に記載の通り、パーソナルデータの利活用の基本理念及び原則を踏まえ、これらを実質的に確保するという観点で設定・運用していくべきものと考えており、ご指摘の通り、適切に見直していくべきものと考えます。</p>
24	<p>金融・財産情報に個人信用情報(個人の金銭の借入返済に係る情報)が含まれるものとして、金融・財産情報がセンシティブデータに含まれるとされた場合、「金融分野における個人情報に係るガイドライン」「経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン」では、センシティブ情報(機微情報)の取得、利用または提供が、原則、禁止されていることから、当該分野における個人信用情報機関の個人信用情報提供等業務が行えなくなるため、</p>	<p>センシティブデータは、第3章第1節3.(2)アに記載の通り、プライバシー性の高低による分類です。プライバシー性の高低は情報の有用性とは別の観点であり、有用な情</p>



	<p>個人信用情報はセンシティブ情報（機微情報）に含められないと考える。</p> <p>また、個人信用情報は、信用産業において消費者の返済・支払能力を判断するための一つの要素であり、多重債務化や過剰貸付の防止という消費者保護の観点でも有用性のある情報であることから、取扱いに留意すべき情報という意味での現在のセンシティブ（機微）情報（注）と同視してその取扱いを制限すべきではないと考える。</p> <p>（注）センシティブ情報（機微情報）：政治的見解、信教（宗教、思想及び信条）、労働組合の加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保険医療及び性生活、犯罪歴に関する情報</p> <p>【株式会社日本信用情報機構】</p>	<p>報であっても、プライバシー性が高いものについては、これに応じた取扱いが求められることになると考えます。いずれにしても、金融・財産情報をセンシティブデータに含まれるとすることについては、我が国の実態に照らして、更に検討していくべきものと考えます。</p>
25-1	<p>「情報によりプライバシー性の程度に相違があり、これに応じた適正な取扱いが求められる」p27とある。一方、「プライバシー性の高低」p27を、「比較的」p28に定義するのは難しい側面もあり、報告書でもこの点については「今後更に検討していく必要がある」p28としている。これによって、事業者の解釈次第では、取得の際、「包括的な同意」「個別的な同意」p28の取扱いに差異が生じ、または、保守的となり、事業者間の不均衡ひいてはパーソナルデータの利用・流通の阻害要因となりえる。</p> <p>さらに、「同意」を必要とすること自体、現在の「個人情報の保護に関する法律」では、利用目的を超えた利用と第三者提供以外には、義務化されておらず、この点で、報告書の示すルールは、新たな規制として事業活動を阻害する懸念がある。</p> <p>報告書は、この点に言及し、「マルチステークホルダー」p30などの新たな枠組み作りには、係る懸念を払拭することが前提になる旨の記述を追加すべきではないか。</p>	<p>本報告書はパーソナルデータの利活用のルールの明確化のためのメカニズムとしてパーソナルデータの利活用の枠組みを提示するものであり、ルールの明確化が適切に行われるためには、同枠組みの下でルールの設定・運用が適切に行われていくことが重要であると考えております。そのためにご指摘のマルチステークホルダープロセスを積極的に活用していくべきものと考えています。</p>
25-2	<p>「コンテキストに沿わない取扱い」の例示を検討して、報告書に記述を追加すべきではないか。</p>	<p>一般的に、取得の際の経緯（コンテキスト）に沿った取扱いとは、取得の際の経緯から本人が想定できる取扱いであり、沿わない取扱いとは、想定できない取扱いを指すと考えますが、具体的には、個別具体的</p>

		な事情に照らして判断する必要があり、今後のパーソナルデータ利活用の枠組みの下での具体的なルール策定等において、検討していく必要があると考えます。
25-3	<p>「『包括的』な同意の反対概念」p28 とあるが、「個別的」の度合いがさらに問題になる。例えば、パーソナルデータの保有者が、複数の第三者（広告主）のダイレクトメールを送付するサービスがあり、現在は、利用目的の通知または包括的な同意に基づいて適正に実施されている。仮に、個別の広告主ごとにまたはキャンペーンごとに同意を要することをもって「明示的かつ個別的な同意」と解釈されるなら、当該データ保有者にとって大きな負担となり、通常の事業活動の阻害要因になりえる。</p> <p>報告書は、この点に言及し、「個別的」の解釈を限定的なものとして例示する記述を追加すべきではないか。</p> <p>【一般社団法人日本ダイレクトメール協会】</p>	本報告書において、「個別的」な同意とは「特定のパーソナルデータについての特定の取扱いについての同意であることを本人が認識した上で行うことを前提とした同意」としております。
26	<p>「例えば、一般パーソナルデータについて、取得の際の経緯（コンテキスト）に沿った取扱いをする場合は、一般的には、明示的な同意を求める必要はないと考えられる」とのことであるが、この場合の「経緯（コンテキスト）」の具体例を提示していただきたい。</p> <p>【日本ユニシス株式会社】</p>	上記25-2の考え方の通りです。
4. パーソナルデータの利活用のルール策定の在り方		
27	<p>この提案（マルチステークホルダープロセス）自体は、一部の者によるルール策定ではなく、多様な意見を反映した民主的なプロセスに基づくルール策定を図るものとして賛同できる。ただし、ここで策定されるルールは、パーソナルデータの利活用によるビジネスの発展を阻害しないよう、基本的には、民間の柔軟な裁量を尊重するものでなければならない。</p> <p>【一般社団法人電子情報技術産業協会】</p>	報告書（案）の考え方に基本的に賛成の意見として承ります。
28-1	<p>「マルチステークホルダープロセス」という用語が一般的でないと考えますので、補足説明を日本における具体例とともに提示していただきたい。</p>	マルチステークホルダープロセスとは、国、企業、消費者、有識者等

28-2	<p>マルチステークホルダープロセスに参加する企業への「インセンティブ」とは、どのようなものが不明なため具体例を提示していただきたい。</p> <p>【日本ユニシス株式会社】</p>	<p>多種多様な関係者が参画するオープンなプロセスであり、今後総務省等政府においてパーソナルデータの利活用のルールの策定やその遵守確保において、積極的な活用を推進していくべきものと考えています。</p> <p>マルチステークホルダープロセスに参加する企業等のインセンティブとしては、同プロセスを活用して策定されたルールを遵守することで、プライバシーの保護に配慮し、適正にパーソナルデータを利活用していることが明確となり、同企業等に対する国民・消費者の信頼醸成に繋がることなどが考えられます。</p>
5. パーソナルデータの利活用のルールの遵守確保の在り方		
29	<p>一般的な（善意の）企業であれば、パーソナルデータの利活用にあたっては特別な注意を払うなど適切な取り扱いを行う前提があることから、本報告書案に記載される「契約約款への規定」のような手法でルールの遵守が確保されることは理解できる。</p> <p>一方で、悪意ある企業の場合、例えば本人から明確な同意を得ることなくプライバシー情報を窃取するアプリ業者などに対しては、個人情報保護法に基づく勧告や命令が機動的に行われていないという状況であり、利活用ルールの遵守を確保するための別の手法も模索する必要があると考える。</p> <p>【一般社団法人電子情報技術産業協会】</p>	<p>報告書（案）の考え方に基本的に賛成の意見として承ります。なお、ご指摘のような問題については、第3章第2節に記載の通り、永続性・安定性の確保のため、制度的な取組が必要不可欠であり、政府全体として速やかに検討を進めていくことが必要であると考えております。</p>
6. パーソナルデータの保護のための関連技術の活用		

<p>30</p>	<p>「具体的方向性」として、「他の情報との連結等により再識別化の可能性がある匿名化されたパーソナルデータについては、米国 FTC における考え方[69]等を踏まえ、次のような条件をすべて満たす場合は、実質的個人識別性はないといえるため、保護されるパーソナルデータには当たらないとして、本人の同意を得なくても、利活用を行うことが可能と整理できる」という方向性が示されているが、ここで言う「再識別化」が何を指しているかが曖昧であり、これを明らかにしておくことが重要である。</p> <p>「再識別化」の解釈は次の2つが考えられる。</p> <p>(a) ここで言う「再識別化」とは、特定の個人を識別できるようにすることを指す。</p> <p>(b) ここで言う「再識別化」とは、特定の個人、コンピュータその他のデバイスを識別できるようにすることを指す。</p> <p>脚註 69 で、「米国 FTC における考え方」として、FTC 報告書を参照してその p. 22 にある記述の紹介があり、そこに「再識別化 (re-identify)」の概念が出てくるが、元の FTC 報告書の内容 (p. 15～p. 22) を確認すると、そこで言う「re-identify」は、前記(b)の意味で書かれていることがわかる。</p> <p>具体的には、この「re-identify」は、FTC 報告書 p. 21 の「First, the company must take reasonable measures to ensure that the data is de-identified. This means that the company must achieve a reasonable level of justified confidence that the data cannot reasonably be used to infer information about, or otherwise be linked to, a particular consumer, computer, or other device.」という「非識別化」に関する記述を受けての「再識別化」であることから、何をもち「再識別化」と言うのかは、「be linked to, a particular consumer, computer, or other device」とあるように、「特定の消費者、コンピュータその他のデバイスにリンクする」ことを含めて言うものである。</p> <p>それに対し、本報告書案は、前記(a)の意味で書かれているように読解される可能性が高いと考えられる。なぜなら、日本においては、米国の「消費者プライバシー権利章典」に相当するものが現時点で存在せず、「特定の個人、コンピュータその他のデバイスを識別」という考え方が普及しておらず、本件報告書案においての説明も十分ではないため、「再識別化」と言</p>	<p>第3章第1節6.(2)の匿名化技術に関する記載における「再識別化」は、ご指摘にもあるように同章第1節2.(2)の「実質的個人識別性」との関係の記載であるため、「再識別化」とは「実質的個人識別性」を有する状態に回復することを指すことは明らかであると考えます。そして、同章第1節2.(2)で「個人のPCやスマートフォン等の識別情報(端末ID等)などは、一義的にはPCやスマートフォンといった特定の装置を識別するものであるが、実質的に特定の個人と継続的に結びついており、プライバシーの保護という基本理念を踏まえて判断すると、実質的個人識別性の要件を満たし」とされていることから、このような特定の装置を識別する状態になれば、「再識別化」されたこととなるのは明らかであると考えます。なお、個人のPCやスマートフォン等の他、どのようなものが実質的に特定の個人と継続的に結びつくものに当たるかどうかについては、更に検討していくべき</p>
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>例えば、従来しばしば言われてきたように、「特定の個人を識別すること」すなわち、個人情報保護法における「個人情報」の定義に基づく個人識別性を指すものとして、読解されやすいからである。</p> <p>このような誤解は次のような具体的な問題を引き起こすので、この誤解を避けることは重要である。</p> <p>たとえば、蓄積されたウェブサイトの閲覧履歴が「匿名化されたパーソナルデータ」として第三者に提供されるとき、提供されたパーソナルデータが分析されて、その分析結果に沿った広告（いわゆる「行動ターゲティング広告」）が本人のコンピュータの画面上に表示されるとすれば、これは、FTC 報告書で言うところの「特定の消費者、コンピュータその他のデバイス」にリンクするものである。しかし、日本では、従来こうした情報は「特定の個人を識別するものではない」とされてきたことから、「再識別化」に当たらないと主張する者が現れると予想される。もし、これが「再識別化」に当たらず、「保護されるパーソナルデータ」に当たらないとされれば、その者は何らの義務を負うことなくそのデータを利用することになるが、それは、従来の総務省における取組み（特に、「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」による「第二次提言」が「配慮原則」を提示してきた（本件報告書案 p.10 参照）こと）と、矛盾することになる。</p> <p>したがって、まずは、本件報告書案の言う「再識別化」が、前記(b)の意味であることを確認したい。</p> <p>加えて、前記(a)の意味と誤読されることを避けるために、報告書の記述を改善することを提案する。</p> <p>具体的には、「再識別化」における「識別」が「特定の個人、コンピュータその他のデバイスを識別」することを指すものである旨を、例えば、p.33 の2行目の「他の情報との連結等により再識別化」の直後に、「(ここで言う「再識別化」は、単に特定の個人を識別できるようにすることを言うものではなく、特定の個人を識別することに加え、特定の個人と継続的に結びつく特定の PC、スマートフォンその他のデバイスについて識別することを含めて、識別できるようにすることを言う。）」といった文を加えるなどして、記載してはどうか。</p>	<p>ものと考えます。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------

	<p>なお、ここで言う「デバイス」が、電子機器のみを指すのではなく、磁気ストライプカードや、単に番号の記載されたプラスチックカードなど、特定の個人と継続的に結びつくカード類も含めて指すものであることを明らかにされたい。</p> <p>【独立行政法人産業総合技術研究所セキュアシステム研究部門セキュアサービス研究グループ】</p>	
31-1	<p>・スマートフォン等の移動体端末について</p> <p>第3章 第1節 3. パーソナルデータの利活用のルールの内容の在り方 ア (27 ページ)に、慎重な取り扱いが求められるパーソナルデータとして、スマートフォンやタブレット端末など移動体端末に蓄積されるデータが明示されています。</p> <p>一方、第3章 第1節 6. パーソナルデータの保護のための関連技術の活用 (32 ページ) においては、PETs 技術として、匿名化、暗号化、DNT 技術などが記載されています。</p> <p>ところが、上記の移動体端末に蓄積されているパーソナルデータには、上記 PETs 技術を適用することができません。その理由は、移動体端末に搭載されている OS やアプリがこれらのパーソナルデータに自由にアクセスできる必要があるからです。</p> <p>これらの移動体端末に記録管理されているパーソナルデータを保護するためには、アンチウイルス対策ソフトでは防げません (参照：2013/5/23 7:00 日本経済新聞 電子版 「中国、アプリ「不正大国」の実像 スマホで個人情報盗難」)。一つの技術や製品で解決を図るのではなく、複数の技術や仕組みを組み合わせるソリューションこそが、これら保護すべきデータの流出防止に有効であると当社は、考えます。</p> <p>具体的には、アプリ作成会社や個人開発者との間で、彼らが作成したアプリが悪意ある挙動をしていないことを、契約書で宣誓してもらい第3者機関が認証する。また第3社がソフトウェアやハードウェアを利用してアプリが挙動不審な振る舞いを行っていないことを、確認する、最後に、これら2つがなされているアプリか否か、アプリが改ざんされていないかを、移動体端末の中で検証するソリューションを第3社が提供するという複合的な取り組みによってはじめて、移動体端末に蓄積されているパーソナルデータの流出を防ぐ事ができると考えています。</p>	<p>第3章第1節6. (1) で「パーソナルデータの利活用の促進のためには、プライバシーを保護するために利用可能な技術 (プライバシー強化技術 : Privacy Enhancing Technologies (PETs)) を最大限に有効活用することが適切である。」とした通り、同(2) で具体的に記載した技術の他、様々なプライバシー強化技術を最大限有効活用していくことが適切であると考えます。</p>

	<p>については、第3章 第1節 6. パーソナルデータの保護のための関連技術の活用 の節は、技術の紹介にとどまらず、広く効果のある技術を求めるくだりにしていただきたいと思います。その結果、各社から様々なソリューションが寄せられることにつながり、ひいては世界最高水準の ICT 社会の実現、日本の経済成長にも大きく寄与することにつながると思慮します。</p>	
<p>3 1 - 2</p>	<p>・秘密分散技術について</p> <p>第3章 第1節 6. パーソナルデータの保護のための関連技術の活用 (2) (32 ページ)に、「情報理論的安全性を有する秘密分散技術を適用しているデータについて、復号するために必要となる数の分散データが漏えいしていないことが確実である場合には、(中略)当該漏えいしたデータのみでは有意な情報がないことから、実質的影響はないものとして捉えることが可能である。」との記述があります。</p> <p>秘密情報 <math>S</math> を <math>n</math> 個の分散情報に分け、そのうち <math>k</math> 個の分散情報を集めれば秘密情報を復元できるが、<math>k</math> 個未満の分散情報からは元の秘密情報 <math>S</math> に関する情報が得られない、という性質を持つ <math>(k, n)</math> しきい値秘密分散法では、報告書(案) 第3章第1節6. (2)に記載されているとおり、復号するために必要となる数(<math>k</math> 個)以上の分散データが漏えいしていないことが確実であれば、当該漏えいしたデータのみでは秘密情報は漏えいしないといえます。</p> <p>しかし、秘密分散技術は、これを単独で用いると次に述べるような危険性があります。つまり、<math>(k, n)</math> しきい値秘密分散法では、分散情報のうち <math>k</math> 個を攻撃者が入手すると、攻撃者は秘密情報 <math>S</math> を復元できてしまいます。(参考文献[1] 4.2.1 秘密分散のみのシステムに対する安全性)。このため、パーソナルデータのプライバシー保護のために、秘密分散技術を利用する場合には、分散データを保管先へ伝送する経路上での盗聴や、分散データ保管先管理者の結託、秘密情報を復元するために分散データを保管先から取り寄せる際の経路上での盗聴などによる、分散データ漏えいを防止するために、伝送経路の暗号化等の十分なセキュリティ対策を講じる必要があります。このことは、実用的観点から秘密分散技術の安全性を評価すると、秘密分散技術自身が情報理論的安全性を有していても、分散データの伝送経路上での漏えい防止のために用いる暗号技術の安全性(従来の暗号技術と同様に計算量的安全性にすぎない)に規定されてしまうことを意味しています。</p>	<p>今後、パーソナルデータの利活用の枠組みの実施において参考とさせていただきます。</p>

DNP は、パーソナルデータのプライバシー保護のために有効なデジタルデータ保護技術「TranC'ertDNA(トランザート・ディーエヌエー)」技術を持っています。

「TranC'ertDNA」技術では、デジタルデータをバイト単位でバラバラに断裁し、その断片を3つの固まりに振り分けます。その際に、元データとは無関係のダミーデータを混入させたり、バイト内のビット位置ローテーション等も行います。これにより、1個のファイル(元データ)を3個の分割ファイルに変換します。

この断裁処理による変換後の分割ファイル内のバイト・データの元データでの位置を正しく推測できる確率は極めて小さくなり、ほぼゼロとなることが確率論的に示されています。例えば、元データを2バイトの固定長で断裁した断片が1000個になった場合(つまり2Kバイト長のデータファイルを断裁処理した場合)に、分割ファイル内の断裁断片を元データどおりの位置に正しく並べ替えることが成功する確率は(10のマイナス477乗)となります。確率の大きさを比較するための例を示しましょう。宇宙空間の体積は、宇宙が誕生以来137億年の間、光速で膨張し続けてきていますので約 $m^3$ となります。一方、インフルエンザウィルス1個の体積は、 $m^3$ のオーダーなので、全宇宙空間の中から特定のインフルエンザウィルス1個を見つける確率は、(10のマイナス100乗)程度となります。この確率と比較していただくと、「TranC'ertDNA」技術で変換した分割ファイルから元データに復元できる確率が、いかに小さな値であるかイメージしていただけたと思います。3個の分割ファイルに分割する場合に、分割ファイル内断裁断片の元データでの位置を正しく推測する確率は、分母が3のベキ乗で表現され、ベキ指数は断裁された断片の個数となります。したがって、元データのサイズが大きくなれば断裁断片の個数も増大し、元データ位置を正しく推測する確率は限りなくゼロに近づいていきます。ICカードを利用した「TranC'ertDNA」技術の実装では、断裁は固定長ではなく、各ユーザが持つICカード内に生成されたユーザ毎に異なる乱数テーブルを利用し、セッション毎・断片毎に異なる断裁長で処理されます。分割ファイルから元データを復元するために必要な情報は、ICカードで管理しているため、断裁処理に使用したICカードを所持する人だけが元データに復元することができます。



パーソナルデータのプライバシー保護のために、秘密分散技術を用いる場合と、「TranC'ertDNA」技術を用いる場合を比較してみます。

秘密分散技術で作成した分散データは、復号するために必要となる個数の分散データが漏えいしてしまうと、必ず（＝確率 100%で）もとのパーソナルデータが復元できてしまいます。一方、「TranC'ertDNA」技術で作成した分割ファイルは、たとえ 3 個すべてが漏えいしたとしても、前述のとおり、分割ファイルから元のパーソナルデータを復元できる確率はゼロです。

「TranC'ertDNA」技術は、日本発の独自技術であり、国外でも特許登録されています。パーソナルデータの保護のための関連技術の活用を検討においては、個人番号カード（IC カード）を利用してマイポータルからアクセスするマイポータルサイトのデータのプライバシー保護にも活用できる「TranC'ertDNA」技術を含めた検討が望まれます。

#### 参考文献

[1] 青野 成俊, 岩村 恵市: “実用的観点からの秘密分散方式の安全性に関する一考察”, コンピュータセキュリティシンポジウム 2009, C6-2, Oct. 2009.

<http://www.sec.ee.kagu.tus.ac.jp/iwamura-lab/publication/css20097/>

#### ・通信路について

暗号化技術については、保存データのみならず、通信路に対する暗号化も検討すべきと考えます。

#### ・「なりすまし」防止について

パーソナルデータを扱うサービスに関して、①個人になりすまして不正なデータを生成する、②サービス提供者になりすまして不正にパーソナルデータを取得することの防止も検討すべきと考えます。これらの検討を行う場合、認証技術を利用したセキュリティ対策が想定されます。

【大日本印刷株式会社】

3 2

具体的な方向性において、暗号化技術と匿名化技術それぞれについて柔軟な対応策が示され

報告書（案）の考え方に基本的に賛

	<p>ていることについて評価できる。また、暗号化技術、匿名化技術に関する事例集積とガイドラインの策定、DNTの取り組みの推進等の基本的な考え方については首肯できる。</p> <p>米国FTCにおける考え方を引用し、3つの条件を満たせば保護すべきパーソナルデータには当たらないとの議論は非常に有用と考える。</p> <p>ただし、①の条件における、「適切な匿名化措置」については解釈が分かれるところであり、明瞭でかつ合理的な基準を決めない限り、この考え方を運用することは実質的には困難ではないかと考える。</p> <p>【一般社団法人電子情報技術産業協会】</p>	<p>成のご意見として承ります。なお、匿名化技術については、実態上問題が生じないと考えられる状態についての共通的な理解の醸成、運用に関するガイドラインや事例集の作成等を推進すべきと考えており、ご指摘の「適切な匿名化措置」の在り方についても、その中で明確にしていくな必要があると考えます。</p>
33-1	<p>「①適切な匿名化措置を施していること。」の記述があるが、どの程度の匿名化（技術内容や程度）であれば「適切な匿名化措置」と言えるのかを例示いただきたい。</p> <p>これは肝心なところなので本稿において一例でもよいので追記していただきたい。</p>	<p>上記32の考え方をご参照下さい。</p>
33-2	<p>「匿名化により非識別化されたデータと元の識別可能なデータ（連結可能匿名化における対応表を含む。）の双方を保持・使用する場合は、これらのデータは別々に保管することとすべきである。」との記述があるが、「別々に保管」は、論理的に「別々」（例えば、データベースを分離）であればよいのか、それとも物理的に「別々」（例えば、データベースを収容する物理サーバを分離）であればよいのかを例示していただきたい。</p>	<p>データを別々に保管するとは、その両方を参照することができない状態にすることを指すと考えますが、具体的な運用にあたっては、そのような状態を確保するための措置が必要であり、その具体的な在り方について、更に検討していくことが必要であると考えられます。</p>
33-3	<p>「プライバシー保護に配慮したID連携の実証、標準化、普及啓発等を推進していくべきである。」との記述があるが、「ID連携」が果たしてプライバシー保護の強化に繋がるかが不明なため、強化に繋がるという根拠を例示していただきたい。</p> <p>【日本ユニシス株式会社】</p>	<p>ID連携については、その適切な利用により、IDやパスワードなどの管理を容易にし、これらの適切な管理につながるほか、どのサービス提供者にどのようなデータを提供するかをコントロールすることを可</p>

		能にする技術であることから、個人の自己情報コントロールの強化につながるものと考えております。
34	<p>脚注 68 において、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン第 22 条第 1 項第 2 項及びその解説」（以下 22 条解説）が参照されておりますが、同解説は暗号化されたデータの鍵に対する秘密分散に関する内容であり、データそのものに対する秘密分散技術の適用に関する脚注としては不適切と考えます。</p> <p>【富士通株式会社】</p>	同脚注は、秘密分散技術を適用しているデータの一部が漏えいした場合の取扱いについて、既存の事例を示したものであり、適切なものと考えております。
<b>7. 国際的なパーソナルデータの利用・流通の確保</b>		
35	<p>論点整理に対する弊社共意見書においても述べたとおり、昨今、OTT 等の海外企業が、日本企業では法制度上利用困難なデータを積極的に活用し、ボーダレスに新ビジネスを展開している状況に鑑みると、日本市場において、これら海外事業者と同等の立ち位置で競争できる法制度面の環境整備は急務であると考えます。</p> <p>今回の報告書(案)では、7. 国際的なパーソナルデータの適正な利用・流通の確保 (2) 具体的な方向性において「我が国のパーソナルデータ保護のルールの国際的な適用の可能性」が示されていますが、上述の背景から、「日本市場における海外事業者との法制度面のイコールフットイング」という観点も踏まえて検討して頂きたいと考えます。</p> <p>また、今後、パーソナルデータの利活用のルール策定に当たり、マルチステークホルダープロセスを活用するに際しても、これら OTT 等の海外企業も含めて検討していくことが重要であると考えます。従って、パーソナルデータ利活用の枠組みの実施のためのアクションプランの 2. 本格的な実施のための検討事項に掲げられている「マルチステークホルダープロセスに～(略)～、同プロセスに参加しない企業についてもパーソナルデータの利活用の原則の遵守を確保するための仕組み」については、こうした点も勘案して確実に対応して頂きたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	パーソナルデータの利活用の枠組みの実施にあたっては、ご指摘の点を踏まえ、適切に行っていくべきと考えます。

36	<p>具体的な方向性において、我が国が国際的なルールメイキングの議論に積極的に貢献していくべきであることについては賛同する。ただし、そこで目指されるべき「パーソナルデータの国際的な調和のとれた保護の実現」とは、必ずしもパーソナルデータの取り扱いについて最も厳格な規制を行う国の基準に合わせることを意味するものではないことを銘記すべきであり、技術の発展や社会の変化に柔軟に対応できる国際基準の確立が目的とされるべきである。</p> <p>【一般社団法人電子情報技術産業協会】</p>	<p>報告書（案）の考え方に基本的に賛成のご意見として承ります。なお、国際的な調和のとれた保護とは、ご指摘の通り、最も厳格な規制を行う国の基準に合わせることを必ずしも意味するものではなく、パーソナルデータの保護については、第3章第1節1.（1）でも記載の通り、国際的な調和を図りつつ、我が国における適切な在り方とする必要があると考えます（同章第2節2.（1）イも参照）。</p>
<p>第2節 パーソナルデータの利活用の枠組みの本格的な実施のための方向性</p>		
<p>2. 具体的な方向性</p>		
37	<p>プライバシーコミッショナー制度については、第三者機関の設置の必要性を広く関係者からの意見を踏まえ検討するとともに、第2節 パーソナルデータの利活用の枠組みの本格的な実施のための方向性分野を横断的に対応する上では偏りがなく公平な環境とすべきと考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>報告書（案）の考え方に基本的に賛成の意見として承ります。</p>
38	<p>第三者機関の検討に当たっては、番号法の附則第6条における、特定個人情報保護委員会の所掌範囲に関する見直しの検討と併せて行い、制度の整合やリソースの合理的活用の観点から、第三者機関を統合した制度設計を図るべきである。</p> <p>本研究会や、これに先立つ消費者庁「インターネット消費者取引研究会」でも、第三者機関の必要性について言及されているが、議事録や報告書案を見る限り、機関の役割について合意が出来ていないように思われ、パーソナルデータ取得側が判断をおおぐ機関としての必要性には疑問がある。また、「我が国の実情や法制度を踏まえた、我が国におけるプライバ</p>	<p>我が国におけるプライバシー・コミッショナー制度については、ご指摘の特定個人情報保護委員会制度や番号法附則第6条の見直し規定等も踏まえて検討していくべきものと考えます。プライバシー・コミッショナー制度の機能については、第</p>

	<p>シー・コミッショナー制度」であれば第三者機関を立てることの意味が薄い（現状の法運用状況にすりあわせる必要があるので、法運用の専門家で構成したほうがよい）と思われる。</p> <p>【一般社団法人情報処理学会】</p>	<p>3章第2節2.（1）ウに記載の通り、パーソナルデータの利活用に関わる様々な問題について、専門的な知見を有する人材を集め、パーソナルデータの利活用の基本理念及び原則を実質的に判断して、分野横断的に迅速かつ適切な処理を行うものとの共通認識があるものと考えております。なお、「我が国の実情や法制度を踏まえ」とは、必ずしも我が国の現行制度を肯定しているのではなく、我が国の文化や法制度全体と適合する形のプライバシー・コミッショナー制度を検討していく必要性について述べたものです。</p>
39-1	<p>利活用の枠組みの本格的な実施のための方向性として、プライバシー・コミッショナー制度の導入が前提であるようにも見えますが、パーソナルデータの利活用促進の観点からの評価や国際的な動向等も十分に見極めたうえで最終的に採用すべき方策を十分な議論を経て決定するという過程を確保することが必要です。この件を議論するためには、データの利活用の促進とプライバシー保護の調和が十分図られることが重要であり、データ利活用の促進に知見を有する機関を中心に様々な主体の意見が反映できる体制を構築すべきと考えます。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>報告書（案）の考え方に基本的に賛成の意見として承ります。プライバシー・コミッショナー制度については、ご指摘の通り、パーソナルデータの利活用の促進とプライバシー保護の調和を図るための適切な制度となるよう、十分な議論を行って検討していくべきものと考えます。</p>
39-2	<p>EUから第三国への個人データ移転制限が行われていることに対して、EUに展開している日本企業が多大な負担を負うことを回避する必要があります。その観点から、政府全体とし</p>	<p>ご指摘の通り、EU・日本の間ではパーソナルデータの自由な流通が</p>

	<p>て、日本におけるプライバシー保護への取り組みをアピールするとともに、EUデータ保護規則案の修正や日本への特例措置を認めさせる等の強力な交渉体制を構築する必要がある点を盛り込むべきです。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>制約された状態にあり、このような状態の速やかな解消が必要と考えております。そのために必要な施策について、速やかに検討・実施していく必要があると考えます（第3章第1節7、第2節2.(1)イ参照）。</p>
40	<p>本格的な実施のための検討事項として、「我が国におけるプライバシー・コミッショナー制度」が掲げられていますが、今後の具体的な検討にあたっては、広く関係者からの意見を聴取し、それら意見を踏まえつつ制度の位置づけや役割、メンバー選出等の運営方針等を決定していくことが望ましいと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>報告書（案）の考え方に基本的に賛成の意見として承ります。我が国におけるプライバシー・コミッショナー制度の具体的な検討にあたっては、ご指摘の通り広く関係者からの意見を聴取して進めていくことが適当と考えます。</p>
41	<p>「イ 国際的な調和の取れた制度の構築」の「また、パーソナルデータの国際的な流通については、EUがEU域内から第三国への個人データの移転は原則として第三国が十分なレベルの保護措置を提供していることを条件としているが、EU・米の間では、セーフハーバー枠組みにおいて、自由な流通が行われるスキームが成立している一方、EU・日本の間では、EUは日本がパーソナルデータの十分な保護を行っているとは認定しておらず、各企業に個別の対応が求められるなど、日本は著しく不利な立場に立たされており、このような状態の速やかな解消が必要となっている。」との見解には、JEITAとして強く賛同します。</p> <p>【一般社団法人電子情報技術産業協会】</p>	<p>報告書（案）の考え方に基本的に賛成の意見として承ります。</p>
42	<p>前記(※)と同様の理由から、検討すべきプライバシー・コミッショナー制度による規制の対象に、民間企業だけでなく政府も含めるべきだと思います。</p> <p>※前記意見7</p> <p>【埼玉県所沢市 小森谷 和信氏】</p>	<p>前記6の考え方をご参照下さい。</p>

パーソナルデータの利活用の枠組みの実施のためのアクションプラン		
1. 先行的に実施すべき事項		
4 3 - 1	<p>関連技術としては、セキュリティの観点から種々の認証技術なども含め幅広く検討することが重要と考えます。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>パーソナルデータの保護のためには、セキュリティの確保も重要であり、そのような観点も踏まえ検討していくべきものと考えます。</p>
4 3 - 2	<p>利活用ルールとしては、トラストフレームワークの仕組みなども含め諸外国の動向なども十分に見ながら幅広く検討することが重要と考えます。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>報告書（案）の考え方に基本的に賛成の意見として承ります。</p>
4 4 - 1	<p>今年度に匿名化技術の評価や運用の検討をされるとのことだが、FTC の①の条件（33 頁）を使うための基準の検討も加えるべきではないかと考える。</p>	<p>ご指摘の事項については、1.（2）イの匿名化されたパーソナルデータについては、本人の同意を得なくても利活用を行うことが可能となるための措置として検討していくものと考えております。</p>
4 4 - 2	<p>匿名化に関する指針作りについては、着実な実行をお願いしたい。</p> <p>個人情報の匿名化については、各省庁で用語の統一が図られておらず、また匿名化されたデータの取扱いについて各省庁で解釈が分かれる箇所がある。指針作りに当たっては、「パーソナルデータの保護のための関連技術の活用」の中で検討された考え方にそって、既存の各省の指針も整合性を取り、必要に応じて修正すべき。例えば、「再識別化を不可能又は十分に困難にしたといえるもの」や「他の情報との連結等により再識別化の可能性がある匿名化されたパーソナルデータ」について、類似の概念として厚生労働省の臨床研究倫理指針等で挙げられている「連結不可能匿名化」「連結可能匿名化」があり、これらの概念について、政府としての整合的な定義を行ってほしい。</p> <p>【一般社団法人電子情報技術産業協会】</p>	<p>今後、ご指摘のような観点を含め、政府全体で検討を進めていくこととなるものと考えております。</p>
4 5	<p>P. 39(2)ウ「暗号化技術について、実態上問題が生じないと考えられる状態についての共通の</p>	<p>匿名化技術に関しては、1.（2）</p>

	<p>な理解の醸成、鍵管理を含む運用に関するガイドラインや事例集の作成等を推進」とありますが、P.33「なお、暗号化技術、匿名化技術については（中略）実態上問題が生じないと考えられる状態についての共通的な理解の醸成、鍵管理や再識別化の防止措置を含む運用に関するガイドラインや事例集の作成等を推進すべきである」の表記に合わせ、「暗号化技術、匿名化技術について～」と追記すべきと考えます。</p> <p>【富士通株式会社】</p>	<p>ア及びイの項目において、ご指摘の事項を実施していくものと考えております。</p>
<p>2. 本格的な実施のための検討事項</p>		
46	<p>1項目として、P36～37で挙げられているような「EU域内から日本への個人データの移転における不利な立場の解消」をぜひ追加してほしい。</p> <p>【一般社団法人電子情報技術産業協会】</p>	<p>本事項は、ご指摘のような国際的なパーソナルデータの自由な流通の確保の実現のための必要な制度整備に向けた検討事項を記載しているものと考えております。</p>



用語解説		
47	<p>「クッキー」(cookie) 説明が、「ウェブサイトの提供者が、ウェブブラウザを通じて訪問者の PC 等に一時的にデータを書き込んで保存させる仕組みで、利用者に関する情報や最後にサイトを訪れた日時、そのサイトの訪問回数などを記録しておくことができることから、認証など利用者の識別に使われる。」(p. 44) と書かれているが、このうち、「保存させる仕組みで、」までの文は正しいが、それ以降の文は不適切である。</p> <p>確かに、cookie に「訪問回数など」を書き込んで保存させることは可能ではあるが、現実の使われ方はそれとは異なる。現実の使われ方は、ウェブサイトの提供者が乱数を用いて識別番号(番号以外の文字列を含む)を生成し、この番号を訪問者の PC 等に cookie として書き込んで保存させることによって、利用者や端末の識別を行うというのが典型である。利用者や端末の識別が行われる結果として、ウェブサイト側で「訪問回数」を数えることが可能となるのであり、同様に、「利用者に関する情報」を把握することがウェブサイト側で可能になるのである。cookie に「訪問回数」や「利用者に関する情報」を書き込んで保存させることが通常行われているわけではない。</p> <p>このような誤った cookie の用語説明は、本件報告書案のみならず、今日の日本において広く出回っており、事業者等のプライバシーポリシーの中にも散見される典型的なフレーズとなっている。この誤った説明が、プライバシーポリシーの不適切な書き方を助長していると考えられるため、この誤りは看過できないものである。</p> <p>具体的には、事業者等のプライバシーポリシーにおいて、cookie の扱いについて記述されることが多いが、その中で、「cookie にお客様の個人情報を記録することはありません」といった類いの記述が散見される。そういった事業者が、実際には、cookie に識別番号を書き込んで利用者や端末を識別することによって、「お客様」のパーソナルデータをサーバ側で記録し把握していることが多い。</p> <p>そもそも、プライバシーポリシーにおいて cookie に関する説明が求められるのは、cookie を用いてウェブサイト訪問者の識別をどのように行っているか(又は行っていないか)を表明する必要があるからであり、そのような場面において「cookie に個人情報を記録すること</p>	<p>ご指摘を踏まえ、報告書では、クッキーの用語解説について、「ウェブサイトの提供者が、ウェブブラウザを通じて訪問者の PC 等に一時的にデータを書き込んで保存させる仕組み。識別番号を書き込むことで利用者や端末を識別するのに用いることができ、これにより、ウェブサイトの提供者は、利用者に関する情報をサーバ側で記録して把握することができる。」と修正しました。</p>

はありません」と説明するのは、cookie の仕組みを誤解しているのが原因とはいえ、欺瞞的な行為である。

本件報告書案は、まさに、cookie による利用者や端末の識別を介して蓄積されるパーソナルデータの取扱いを話題の一つとしているのであるから、むしろこのような誤解を解消すべく、適切な用語解説が求められるところである。

また、解説文に「認証など利用者の識別に使われる」との記述があるが、「認証など」との説明は不適切である。「認証」は「識別」の例示には当たらない。利用者の「認証」（パスワードを用いた利用者認証等の）の結果を「利用者の識別」に継続させて利用することはあるが、利用者認証を経ないで、初めから乱数による識別番号を与えて利用者や端末を識別する使い方もある。すなわち、「認証」は「識別」と共に用いられることはあるものの、「識別」において「認証」を必ずしも必要としないのであり、両者は独立したものである。そして、cookie は「識別」に用いられるものであるが、「認証」のために用いられるわけではない。したがって、「認証など利用者の識別に使われる」という説明文は不適切である。

以上の理由から、以下の改善案を提案する。

「ウェブサイトの提供者が、ウェブブラウザを通じて訪問者の PC 等に一時的にデータを書き込んで保存させる仕組みで、典型的には、識別番号を書き込むことで利用者や端末を識別するのに用いられることが多い。クッキーで利用者や端末を識別することによって、ウェブサイトの提供者は、利用者に関する情報をサーバ側で記録して把握できるようになる。」

【独立行政法人産業総合技術研究所セキュアシステム研究部門セキュアサービス研究グループ】